

母子保健課のお仕事

(保健師)



組織体制

※R6.4.1時点

母子保健課

課長（ 保健師 ）	1名
係長（事務）	1名
事務	5名
保健師	4名

主な業務① 相談事業や各種申請窓口

概要

妊娠期から子育て期のさまざまな相談を受ける。

やること

- 妊娠期から子育て期の保護者からの育児や発達などの相談に応じる。
- 小児慢性特定疾病医療や養育医療、育成医療に関する公費負担申請の受付や相談に応じる。
- 不妊治療費助成の申請受付や相談に応じる。

担当者談

市民の方が、安心して出産や子育てができるよう保護者に寄り添った支援を心がけています。保健師に相談してよかったと思ってもらえるよう1つ1つの相談を大切にしています。



主な業務② 事業計画

概要

ニーズに応じた事業の計画立案を行い、予算を確保する。

やること

- ・市民のニーズや国・県の動向を把握し、事業計画する。
- ・母子保健事業に関する評価や見直しを行う。

担当者談

市民のニーズを捉え、同僚や多職種で検討を重ね、計画を立案、予算を確保し事業を展開できた際に喜びを感じます。



主な業務③ 関係機関との連携

概要

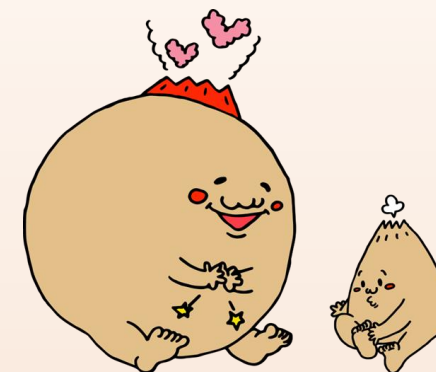
関係機関（各保健センターや医療機関、産後ケア施設、保育施設、療育施設、他市町村等）と連絡を取り合い、スムーズに事業が行えるようにする。

やること

- 乳幼児健診やこにちは赤ちゃん訪問などの調整を行う。
- 関係機関からの相談に応じ、調整を行う。
- 関係機関を集め、母子保健に関する研修会を実施する。

担当者談

関係機関を含め、みんなで同じ目標を持ち、同じ方向をみて支援できた際に喜びを感じます。支援の難しさを感じることもありますが、同僚や上司と相談しながら、仕事に取り組むことができます。



職員からひとこと！



母子保健課は子どもたちに携わる仕事が多く
とてもやりがいがあります！
仕事を通して母子保健業務を広く知ることが
できます。
一緒に働けることを楽しみにしております！

